

第14回評議会議事録

日時：平成17年3月18日（金） 17：07- 22：00

場所：JPF（ただし、III. 議事（2）から（4）の審議（これらの審議にあたって申請団体の説明を受ける場合を除く。）にあたっては大手町ビル6階の608区会議室に移動した。

また、（20）及び（21）の審議にあっては評議員及びアドバイザー以外はJPFから退出した。）

出席：

評議員

外務省	: 上村 司 (ただしIII. 議事（7）のクローズド・セッションまでの出席。それ以降については中野正則氏が代理)
経団連	: 林 寛爾（表決権を石崎評議員へ委任）
三菱財団	: 石崎 登（ただしIII. 議事（3）における申請団体の説明の途中から出席）
学識経験者	: 中村 安秀
PWJ	: 大西 健丞（NGOユニット枠）
AAR	: 堀江 良彰（NGOユニット枠）

評議会アドバイザー

社会貢献担当者懇談会	: 森 信之
前評議会議長	: 長 有紀枝
広島県	: 坂上 隆士

評議会ゲスト

外務省	: 中野、安田
UNICEF	: 浦元
WFP	: 玉村、中井
学生ネットワーク	: 石川
ADRA	: 橋本
BHN	: 篠原
I P A C	: 池上
J C C P	: 南
JEN	: 浅川、青島、田仲
NICCO	: 折居
PWJ	: 永野、山本
S C J	: 棚田
WVJ	: 伊藤、坂、山野

スマトラ島沖地震被災者
支援プロジェクト・モニタリング・チーム : 神谷、桑名、田中
オブザーバー
学生ネットワーク : 相田、藤森
I C A : 佐藤
J M A S : 奈良

事務局 : 高松、吉田、出原、谷口、天宮、佐藤（美）、田口

座長 : 池田 满豊

I. 定足数確認

評議員定数6名のうち、出席評議員数4名をもって定足数を確認した。

II. 配布資料の確認

- (1) 事務局 : 第14回JPF評議会次第
- (2) 事務局 : 議案1 前回議事録の承認
- (3) 事務局 : 第13回評議会議事録（案）
- (4) 事務局 : 議案2 スマトラ島沖地震被災者支援プロジェクトにかかる事業計画の承認
- (5) 事務局 : スマトラ島沖地震被災者支援（緊急支援事業）第2期概要取りまとめ表
- (6) IPAC : トリンコマレー県津波被災地域復興平和構築事業計画書
- (7) JEN : ハンバントッタ県における生活改善支援事業計画書
- (8) PWJ : アチェ州における被災民支援事業計画書
- (9) SCJ : アチェ州における教育に関するニーズ調査事業計画書
- (10) NGOユニット : 第2期スマトラ島沖地震支援中間モニタリング事業計画書
- (11) 事務局 : 議案3 助成事業完了報告の承認
- (12) NGOユニット : イラン南東部地震助成報告書発行事業収支報告書
- (13) 事務局 : スマトラ島沖地震関係支援事業概要取りまとめ表
- (14) AAR : スマトラ島沖地震初動対応ミッション調査報告書
- (15) JEN : スマトラ島沖地震初動対応ミッション調査報告書
- (16) NICO : スマトラ島沖地震初動対応ミッション調査報告書
- (17) SCJ : スマトラ島沖地震初動対応ミッション調査報告書
- (18) WVJ : スマトラ島沖地震初動対応ミッション調査報告書
- (19) 事務局 : 議案4 「JPF参画を通じたNGO・NPO育成・連携プロジェクト」の承認
- (20) 事務局 : JPF参画を通じたNGO・NPO育成・連携プロジェクトの実施について
- (21) 事務局 : 議案5 平成17年度活動方針の承認
- (22) 事務局 : ジャパン・プラットフォーム平成17年度活動方針（案）
- (23) 事務局 : 議案6 平成17年度予算の承認

- (24) 事務局：決算予想と予算案
- (25) 事務局：議案7 事務局体制の変更の承認
- (26) 事務局：J P F 事務局体制（案）
- (27) 事務局：議案8 シンポジウム共催の承認
- (28) 事務局：「緊急支援から地域再興へ：インド洋地震・津波災害と地域社会（仮）」
- (29) 事務局：議案9 スマトラ島沖地震被災者支援プロジェクトにかかる事業計画変更の承認
- (30) N I C C O：スリランカ・ハンバントタ県におけるコミュニティーサポートセンターの建築事業計画書
- (31) B H N：ラジオ配布場所変更申請
- (32) B H N：「インドネシア津波・地震避難民へのAM／FMラジオ受信機配布プロジェクト」中間報告
- (33) 事務局：J E Nが実施する「○（＊注）の小学校と下水設備の応急修復事業」にかかる延長申請
- (34) 事務局：議案10 松幸司に事務局長を命ずることの承認
- (35) 事務局：事業計画の変更取りまとめ
- (36) 事務局：スマトラ島沖地震被災者支援に関する寄付金の状況
- (37) A D R A・S C J・W V J：スーダン初動対応ミッション調査報告書（案）
- (38) N G Oユニット：スマトラ島沖地震支援事業中間モニタリング報告書（案）
- (39) 事務局：スマトラ島沖地震・津波 企業等支援物資輸送・配布事業 進捗報告
- (40) 事務局：特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームN G Oユニット平成17年度事業計画（案）
- (41) 事務局：スマトラ島沖地震関係プロジェクト財源状況
- (42) J E N：Recommendation Letter by UNICEF-Iraq

III. 議事

（1）前回議事録の承認について

事務局から先にメール送信済みの第13回評議会議事録(案)に対し、これまでに訂正要請が事務局に寄せられていない旨事務局より報告され、同案をもって議事録とする旨全会一致で承認した。

（2）スマトラ島沖地震被災者支援プロジェクトにかかる事業計画の承認について

申請団体より配付資料に基づき計画内容の説明がなされ、全N G O退席のうえで審議した結果、全会一致でそれぞれの計画について次のとおり決定した。

① トリンコマレー県津波被災地域復興平和構築事業（I P A C）

計画を承認する。本件に対するJ P F助成金の財源には民間資金を充てる。なお、初めて実施する事業であるので、会計事務等執行管理を念入りにするよう附言した。

② ハンバントッタ県における生活改善支援事業（J E N）

計画を承認する。本件に対するJ P F助成金の財源は基本的に政府資金とするが、一部事業種目にその対象とすることが困難なものがあるため、それについては民間資金を

充てることとする。なお、その区分は外務省の査定結果によることとする。

③ アチエ州における被災民支援事業（P W J）

以下に挙げるような理由により、計画を更に精査させることとする。

ア) 生活必要物資の配給を今回の事業種目に挙げることの適否判断は、同種事業の先行実施分で完了するに至っていないものの執行状況を確認のうえ行なう必要があること。

イ) 産業・生活復興支援関係については個人への譲渡の点も含め吟味が必要あること。

ウ) プロポーザルの書類上、事業フレームと予算がかみ合ってないので整合性を取る必要があること。

なお、本件に対する J P F 助成金の財源は基本的に政府資金を念頭におき、一部事業種目にその対象とすることが困難なものがあるため、それについては民間資金を充てることも想定する。その区分については外務省において検討を行う。

④ アチエ州における教育に関するニーズ調査事業（S C J）

計画を承認する。本件に対する J P F 助成金の財源には民間資金を充てる。

⑤ 第2期スマトラ島沖地震支援中間モニタリング事業（N G Oユニット）

計画を承認する。本件に対する J P F 助成金の財源には政府資金を充てる。

(3) スマトラ島沖地震被災者支援プロジェクトにかかる事業計画変更の承認について

申請団体より配付資料に基づき計画変更内容の説明がなされ、全N G O退席のうえで審議した結果、全会一致でそれぞれの計画について次のとおり決定した。

① スリランカ・ハンバントタ県におけるコミュニティーサポートセンターの建築事業（N I C C O）

計画内容を更に精査する必要があると判断するが、他方、J P F の枠組みで実施できる期間が限られていることもあるので、本件については外務省のN G O支援無償に申請を切り替えることの検討を推奨する。

② インドネシア津波、地震避難民へのAM・FMラジオ受信機配布プロジェクト事業（B H N）

本件は元来、スマトラ島の避難民に対するラジオ受信機配付プロジェクトのパイロット事業として実施を承認したものであったが、その後の本格実施分として企画されていた事業については、安全確保の観点から実施することが適当でないと判断。今般申請の配布場所変更については承認するが、今後の事業本格展開を前提とするものではないこととした。

(4) イラク人道支援プロジェクトにかかる事業計画変更の承認について

① 全N G O退席の下で事務局より配付資料に基づき前回評議会以降の経緯が説明され、これに基づき審議した結果、全会一致で次のア) のとおり決定した。

なお、本件審議の中で、評議会の決定に対するN G O側からの異議申立制度を整備する必要があるとの提案がなされた。これに対し、N G O側を代表して大西評議会議長から、その具体的な制度設計について検討したうえ改めて提案したいとの発言があり、全会一致で了承した。

さらに、JPF発足当時に比較して審査すべき件数・金額ともに増大している現状に鑑み、プロポーザル審査をより的確に行なうための事務局体制強化や異議申立制度運営上の体制整備が必要であるとの認識で一致した。なお、これら体制の強化・整備はガバナンス改革によりすぐにも変更されることが見込まれるが、その間であってもプロポーザル審査をより的確に行なう体制の強化・整備は必要であるので、関連作業を早急に進めるべきとの認識で一致した。

ア) ○ (*注) の小学校と下水設備の応急修復事業 (JEN)

本件事業については、前回評議会で新規工事に着手すべきでない旨を決定、伝達しているところであるが、それにもかかわらず、その後新規入札を行うなどしてきていることは信義則に反し、JPFのあり方の根本を崩すことになるので、これに強く抗議する。今後このようなことを行なわない旨を、団体代表者による念書として評議会に提出することを求める。

ただし、現時点における現地実施状況、並びにこれまで評議会決定への異議申立制度が整備されていなかったこと等を勘案し、既に入札実施済みのものについては今後の事業遂行を認める。他方、対象施設選定中の分については着手することを認めない。

② これに対し、JEN浅川氏から今般変更申請した計画により事業遂行が可能であるのを認めて欲しいとの異議申立があった。ただし、技術的な詰めを必要とするところがあるので、事業期間の設定を含めた詳細については、JPF事務局、JEN、外務省との間で協議を行うこととし、右を踏まえ外務省において検討することとした。なお、この審議の過程において、申請書記載内容の他に以下の事柄を申請者側から確認した。

ア) 変更申請書上では6月末までの期間延長とし、予約合意が終了している下水設備の工事や入札が終了している小学校の工事をこの期間内で完了させたいと考えているが、当初実施予定であった小学校数に合致させるべく現在対象選定中の分も事業実施するためには、7月末までの期間延長してもらいたいと考えていること。

イ) ただし、現在選定作業中の小学校12校については、現地での選定作業如何によつて中学校に変更する可能性があること。

ウ) 7月末までの期間延長ができず、上記12校の修復を行なわなかった場合には、助成金の精算により当該費用相当額を当然に返還する。なお、本件事業に充てる助成金は日本国内の銀行預金口座において管理しており、必要な都度小口に現地送金しているものであること。

エ) 今般の計画変更に伴い、既に直接経費として認められている金額の中から間接経費に流用することはないこと。なお、当初予定事業期間を大幅に超過していくながら間接経費の増嵩を生じていないのは、現地治安情勢の悪化等により日本からの一部スタッフ派遣を取り止めるなど、現地体制縮小等による人件費等の運営費が当初計画に比して少額となっていることが要因であること。

(5) 助成事業完了報告の承認について

イラン南東部地震被災者支援プロジェクトにかかる事業1件、スマトラ島沖地震被災者支援プロジェクトにかかる事業5件の完了報告がなされ、審議の結果、全会一致で承認した。

(6) 「JPF 参画を通じた NGO・NPO 育成・連携プロジェクト」の承認について

事務局より配付資料に基づき計画内容の説明がなされ、審議の結果、全会一致で承認した。ただし、派遣職員が現地で支援活動の実務を担うことを理由に研修を受け入れる J P F 側が業務従事人件費を負担する枠組みになっていることから、プロジェクトのタイトルに派遣職員が業務執行する旨を明記することを条件とした。

(7) スーダン人道支援初動調査報告について

W V J 坂氏及び A D R A 橋本氏から調査結果について報告がなされ、今後の支援活動に関する協議を行なった。なお、本件に関し U N I C E F 駐日事務所代表浦元氏から今後連携を密にして支援活動を進めていきたいとの発言があった。また、別途 W F P 日本事務所中井氏からも同様の発言があった。

(8) 平成 17 年度活動方針の承認について

事務局より配付資料に基づき平成 17 年度活動方針案の説明がなされ、同案をもって活動方針とする旨全会一致で承認した。

(9) 平成 17 年度予算の承認について

事務局より配付資料に基づき平成 17 年度予算案の説明がなされ、同案をもって予算とする旨全会一致で承認した。

なお、外務省よりは、同予算案の中には外務省として別途検討を要する費目がある旨の指摘があった。

(10) シンポジウム共催の承認について

事務局より配付資料に基づき説明がなされ、J P F が平成 17 年 4 月 9 日に地域研究コンソーシアム／上智大学アジア文化研究所が主催するシンポジウム「緊急から地域復興へ：インド洋地震・津波災害と地域社会（仮）」の共催者となることを全会一致で承認した。

(11) 助成事業計画変更の取りまとめについて

事務局より配付資料に基づき報告がなされた。

(12) 政府拠出資金の管理について

外務省中野氏より、「平成 17 年 4 月 1 日からいわゆるペイオフが完全施行されることに伴い、NGO が政府資金の振込みを受けるにあたっては、金額の多寡に関わらず個々の事業ごとに決済用預金口座を設け、それに入金のうえ管理されたい」と旨の通知がなされるとともに、以下のとおりの附言があった。

① 個々の事業ごとに区分するのは、事業ごとの資金管理状況把握を容易にする必要性からのことであること。

② 決済用口座の開設と入金管理は、事業ごとの金額の多寡によらず一律に行なうべきものであること。

③ 既に開設されている口座の残高についても、新規のものと同様、決済用預金口座に移すこと。

④ これらの措置は、ペイオフ完全施行前に行なうべきであること。

なお、これに関連して、民間資金については如何に扱うべきかとの発言があり、政府資金の取り扱いに準ずるべきと判断する旨事務局から説明がなされた。

また、これら実施状況を把握するための具体的な方法は、事務局において案を作成のうえ通知することとした。

- (13) スマトラ島沖地震被災者支援にかかる民間寄付金の状況について
事務局より配布資料により報告がなされた。
- (14) スマトラ島沖地震被災者支援物資輸送・配布事業の進捗状況について
事務局より配布資料により報告がなされた。
- (15) スマトラ島沖地震被災者支援モニタリング事業報告について
スマトラ島沖地震被災者支援プロジェクト・モニタリング・チーム神谷氏、田中氏及び長氏より配付資料に基づき報告がなされた。これに関し、支援事業計画の審議の例と同様に、モニタリング結果に対してもNGO側の異議申立の機会を設けるべきではないかとの発言があり、翌週に行なわれるスマトラ島沖地震被災者支援に関するワークショップにおいて事務局も含め意見交換することを確認した。さらに、外務省が独自にモニタリング実施した場合、その結果をNGO側にも共有させてもらいたい旨の発言があり、外務省から了解した旨の応答があった。
- (16) 平成17年度NGOユニット事業計画について
座長より（8）と内容が重複する旨の説明がなされた。
- (17) 平成17年度NGOユニット収支予算について
座長より（9）と内容が重複する旨の説明がなされた。
- (18) 労使交渉について
堀江評議員及び大西評議会議長より、労使交渉に関する説明がなされた。
- (19) 次回評議会の開催日時・会場について
スーダン人道支援プロジェクト等の審議を近々に行なう必要があるとの判断から、平成17年3月30日（水）17時よりJPF事務局にて臨時開催することとした。さらに、通例であればおよそ1ヶ月ごとの開催となっているので、4月26日（火）17時よりJPF事務局において開催することを併せて確認した。
- (20) 事務局体制の変更の承認について
評議員及びアドバイザーのみにて審議を行い、平成17年4月1日以降の事務局体制図を全会一致で承認した。この時、上村評議員はすでに退席しており、外務省中野氏からは、別途上村評議員に確認してから外務省の立場を表明する旨の発言あり。
- (21) _ 松幸司に事務局長を命ずることの承認について
評議員及びアドバイザーのみにて審議を行い、平成17年4月1日付けで_ 松幸司に事務局長を命ずることを承認した。この時、上村評議員はすでに退席しており、外務省中野氏からは、別途上村評議員に確認してから外務省の立場を表明する旨の発言あり。

(*注) イラク支援事業にかかる案件名表記に関しては、要員の安全確保の観点から、一部を仮称扱いとした。

以上